

周南市告示第 17 号

平成 20 年 2 月 14 日

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 22 条第 1 項の規定に基づき、指定する区域を下記のとおり定め、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

周南市長 島 津 幸 男

記

本市の周南都市計画区域のうち、防火地域及び準防火地域並びに仙島、黒髪島、竹島、鍋島、中之島及び西の島を除いた区域。